

海軍省司令部

日附一九五〇年十二月五日

主題・琉球列島米国民政府に關する指令  
宛 琉球軍司令官



海軍省



一 日本帝國降服條件受諾及び占領國の権利義務に關する國際法の原則の結  
果として、米國政府は、北緯三十度以南の琉球列島の行政の責任を負つて  
いる。琉球列島の行政運営に對する米國政府の方針は、軍事の必要の許す  
範圍に於いて、住民の経済的並びに社会的福祉の増進を計るにある。  
本指令は、琉球の帰属確定まで占領國たる米國の権利義務を正當に考慮  
して発せられたものである。責任、目的、行政及び民政副長官に對する積足  
的訓令は、次の通りである。

責任

(1) この責任は、本指令並びに米國政府の訓令に基き運行すべきものと  
ある。この地域に對する米國の行政府を「琉球列島米国民政府」と呼  
稱する。

(2) この責任は、琉球民政長官たる海軍省司令部に委託されたものであるが、  
極東軍總司令部は、琉球軍司令官を民政副長官に任命した。民  
政長官の権限の一部は、本指令に明示されたものを除き、民政副長官  
に委任する。民政副長官は、本指令その他のあり未しを述べた基本政策を  
遵守し、且つ次の訓令に基き、これを實施する。

目的

(1) 米國琉球民政政府は、軍事的必要の許す範圍内において、次の諸事項を  
促進しなげればならない。

(a) ガリオア資金の許す範圍において戦時同様の琉球列島立法基準の  
確立。但し、戦時の程度以上の生活基準の向上は、米國住民自体の  
努力によつて達成されるべきものである。保健基準は、現在戦前水  
氷上に達しているが琉球七米軍要員の保健と必要なる限り、その  
基準の向上に對しては、ガリオア資金による必要資材の輸入を認可  
する。

(b) 一九五二会計年度末までに自正財政を可能とするための軍事  
及び福利を含む健全財政の確立。これは、一九五三年度に對外  
決済に欠損をまじらぬ場合、その補填のためガリオア資金の割当と取  
替することを中心とするものである。

(c) 民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の機関による  
自治。但し、政府の權威は、民政長官にあり、その權威に服する。  
(d) 住民の現在の文化を尊重しつつ文化教育の発達を図ること。

1/0.2

C 行政

(1) 憲法に民が民主的を統ぐ次の諸行政機構を樹立するに必要なる規定を設けること。但し、全行政機構は、米國憲法に依りてこれを統制する。

(2) 市町村單位の自治機構。

(3) 群島單位の自治機構。

(4) 能う限り速く中央政府樹立に關する規定を設けねばならぬ。中央政府樹立迄は米國憲法に依りての諸制に依りて之を統制する。

(2) 前記第一項及び第一項Cより設立される裁判所には、権限及び訟断を施すこととそれ以外に明確に示した民事及び刑事裁判所並に控訴裁判所を設けらる。前述の裁判所の権限は、不動産の所有権に關する紛争の審判及び收買処分を含む。民政副長官の没する規定に従い、前述の裁判所は、環球裁判所の總ての人に対する民事裁判権を有し、連合國々民以外の總ての人に対する刑事裁判権を有す。

(3) 民政副長官は、前述の裁判所の判決を再審する権限を有する。然るに、判決を改正し、必要なる手続法を制定しおけるはあらず。然るに、控訴裁判所の判決を再審し、民政副長官の推薦により民政長官がこれを修正する。民政長官は、自由裁量により裁判所の決定、判決又は自告に對する再審、承認、公判期日延期、執行留置、減刑、却下又はその他の方法による修正又は撤回の権限を留保する。民政長官は、恩赦の権限を留保する。民政副長官の憲法に對しては充分考慮する。

(4) 軍事占領に支障を来たさざり限り、環球市民に對し、言論、集會、結社、出版、出版の自由及び正当な法律上の手続を履まざり不法の搜索、逮捕及び生命、自由、財産の剝奪に對する保証を含む民主主義國における基本自由を保障する。

(5) 民政副長官は、その使命遂行に必要なる場合は、次の事項を行ふことが出来る。

(a) 前述の諸行政機構により制定された法令、規則の否認、禁止及又はその執行停止  
(b) 前述の諸行政機構に對し、民政副長官の必要と認めらるる法令、規

則の公布を命ずること。

(1) 民政副長官の命令が実施されない場合又は安全のために必要と認められる場合には、琉球行政の一部又は全部につき、その執行の全権を自ら掌攝すること。

民政副長官が以上の権限を行使するに当っては、最急の事態を備わねばならぬ。

## 2 民政副長官に対する補足的訓令

(1) 琉球中央政府が樹立されるまでは、民政副長官は、琉球における日本及び軍政府現行法の再検討及び法典化を速かに開始せねばならぬ。又本指令の目的に抵触する法令の修正、改訂又は廃止を規定しおけねばならぬ。

(2) 琉球中央政府が樹立されるまでは、民政副長官は、土地所有権に関する紛争解決に必要と認められる敷地を含む土地所有権の登録又は確定の進行を優先的に進めねばならぬ。

(3) 副長官は、長官の承認を得て、長期経済計画に着手する本計画は、本指令の一の(1)(2)の範囲で琉球の自立を達成することを主たる目的として、琉球人を出来るだけ各方面に参画させること。該計画は左記を含むもの。

(a) 企業の自由競争制度の下で、農水商工の適当な面に琉球人が参画すること。

(b) 土地の改良を含む琉球の天然資源の利用、保存に対する健全なる政策。

(c) 輸出向或は輸入を軽減することの出来る琉球産業の長期開発計画。  
(d) 琉球人の労働、その他不動産を含む経済資源を以つて、その後助に寄與したるものに対する琉球駐在の米屋及び米政府代行機関による相当な賠償。

(e) 外国貿易の発展。出来るだけ早く民貿易の復興を目的として、最初は官貿易による。

(f) 財界安定の方法、例之は赤字財政によらずして、必要な琉球政府各機関を維持するための適当な公平な税制、健全な銀行及び通貨制度並びに長官の承認を得て、總之の対外取引に適用する單一為替レートの設定。これは、自由兌換を最終目標とする。

(g) ガリオア了物資費上より生ずる全資金を繰入れる別途見合資金の設定。本資金の管理には、長官の承認及び長官の随時制定する規定に従い、副長官これを行なうものとする。下段の(1)の(1)に規定せる如く、合衆国政府が永久に必要とする土地購入のための米国予算割

当の獲得を俟つて、前記の別途現金資金は、左記の用途に使用される。

1. 適切な税制が設定されるまでは、最少限度必要な資金を中央政府運営のために支出してよい。然しこの資金は、一九五二年四月一日以降は使用してならない。

2. 米情報教育計画の地方現金出費。

3. 経済復興の推進。島内生産を増加し、経済自立を推進する農業並に私企業に対する長期貸付の拡張を含む。

4. 一九五〇年七月一日以前米国の使用せる民財産の各使用料の支拂。但し右支拂は、副長官の決定する時期と額によるものとする。

疾病及び社会不安の防止、同地方の統治及び経済復興のために使用される資金（即ちガリオア予算からの支出）を米国に拂戻させるために琉球人に負擔をかけることを許してはならない。

(4) 民政副長官は、極東軍總司令部の決定せる政策及び手続に從い、且つ、軍事的必要並に施設の利用が許す範囲内において、琉球列島と諸外国間の旅行及び通信を許可する民政副長官は移民を奨励する。

(5) 民政副長官は、左記の事項を促進する。

(a) 教育施設の設立。特に人種及び資賦の両面に重点を置く。

(b) 公の情報を弘布するための施設。

(c) 民主的市民の義務に就いての認識を深めるための計画。

(d) 民政副長官は、必要に応じて、琉球列島米国民政府運営並に琉球列島における経済復興及び救済のために、米国政府からの資金割当見積書を作成し、詳細の見積書を添え、本指令に從つて、極東軍總司令部を通じて、これを米海陸軍省に提出する。民政副長官は、かかる目的のために充てられた資金については、

支出手続に從い、支出の責任を負う。

(7) 琉球列島内にある日本政府の国有財産は、講和条約が締結される時迄、若しくは別の方法により日米兩國間の競争状態が終結せられる時迄は、引続き日本政府の所有として存続する。現在、米國は、國際法上の占領国である。占領国の権利の中には、亦政府の国有財産又は市町村の所有財産を以ての被占領地域の政府の所有財産等を無償で占有したり、使用したりする権利がある。それ以外、民政副長官は、米國政府が必要とする日本政府又は市町村以外の琉球人行政機関に所屬していた公共財産を占有する。かかる財産は無償で使用される。民政副長官は、適當な米國政府の代

行務所にこの種財産を割当て、占有せしめる。講和条約の締結が  
なり、或は日米兩國間の戦争状態が終結したら、右の条約文又は  
戦争状態終結の條約書により認められた範圍内で、民政副長官は  
米國政府の名において、この種財産の所有権を獲得するために適  
当な行動をとる。然かる後に、副長官は、かかる財産を割当先の  
代行務所に譲渡して永久に所有せしめる。

(8) 副長官は、合衆國政府が永久的に必要とするその他の財産若し  
くは施設を、所有者が琉球人たると、日本人たると又はその国籍  
の如何を問はず購入により又は收用して、その所有権を獲得する。  
この種財産は、出来るだけ談合による購入によつて獲得するもの  
とする。若し、適當な条件を購入出来ない場合は又は所有者が尚  
譲することゝ拒んだ場合は收用手続きをとる。民政副長官は、財産  
の評價・取得又は收用手続きをとるに當つてテイストリック・工  
ンディヤの業務を利用する。陸軍省、空軍省又は海軍省若しくは  
その他の米國政府代行務所は、ガリオア資金中より相応額の資金  
を減ずることを条件として、この種財産を購入するために特定の  
権限及び資金を要求する。若し資金の割当て認可されなかつた場  
合は、支出出来る範圍内の見返資金を所要の土地の購入に充たす  
る。こういうふうにして資金を得ることは、現行法で認められて  
いることである。斯様な資金を使用することは、前記一の(4)の  
(3)に詳述せる諸事項のために右資金を使用することよりも優先  
権を與えられるものであるが、しかしながら會計年度一九五一年  
一九五二年の期向中の米中央政府運営費の支出及び情報教育計  
画中の最重要部門に要する経費を円予算から支払うことに關して  
は、この限りではない。

(9) 副長官は、米國政府が臨時に必要とする財産又は前記二カ  
の(6)により購入をなす並にの財産については、これを強制的に徹  
底したり又は借用したりすることが出来る。使用者たる米國政府  
代行務所は、一九五一年七月一日以降かかる借用地又は建物に対  
しては相當資金を以つて、使用料を支払ふ必要がある。

(10) 副長官は、米國政府が必要としない日本の固有財産の所有権を  
得る。副長官は、かかる日本固有財産の一部を琉球人が行政上の  
目的で使用する場合、これを無償で琉球人行政機關  
に拂下げる事が出来る。副長官は、合衆國政府が、この種財産  
の譲渡について法的権限を確保したら、この種財産の所有権を琉  
球人政府又はその代行務所に譲る。残余の財産は、使用料を徴し  
優先的に琉球人に貸與する。右の使用料は、特別會計に繰入れ、

民政長官の指示する行政上の目的を有する経費に充てる。借地人による土地の永久的改善を奨励する見地から、副長官は、規定を設け、借地の所有権を譲渡すべく米國政府が法的権限を確保できなかった場合、貸借契約成立の際決定された価格及条件で借地人が随意に該借地を購入できるようにすべきである。

(11) 在日本の日本人又は日本人法人団体に於て、琉球列島内にありしがい米國政府が必要としない財産を所有している者は、引続きかゝる財産を管理してもよい。但し、これは琉球経済の便益のために適當に利用すべきである。琉球列島経済のため使用する必要がある財産の所有者が、若し、その使用について同意しなかつた場合は、民政副長官は、民法廷を收用手續を發動させこれを收用する。然りして、所有権が確保されたとき、この財産は、適當な購入希望者に賣却する。

(12) 副長官は、琉球列島内にある日本人所有の不動産中米國政府が必要としないものについては、右の所有者に対し、極力これを琉球列島の住民に賣却するようにすゝめる。

二 現行指令の条文中に本指令に抵触するところがあれば、本指令の通り改正したものと見做す。

三 現在迄に、琉球列島軍政府の発した布告・布令、指令又は一般命令等における「琉球列島軍政府」の名稱はこれを「琉球列島米國民政府」と改める。副長官は、これを確認する。  
右マッカーサー元帥の命に依り

軍務局長  
米國陸軍准將  
K. B. ブツシユ

極東軍總司令部

日附一九五一年三月十七日

主題「琉球列島米国民政府に関する指令(改正)」  
宛「琉球列島民政副長官」

一九五〇年十二月五日附極東軍總司令部書翰、首題「琉球列島米国民政府に関する指令」中才一項の(3)を削除し、これを次の通り改める。

(3) 民政副長官は、前述の裁判所の判決を再審する権限を有する終審裁判所を設立し、必要なる續法を制定しなければならぬ。終審裁判所の判檢事は、民政副長官の推薦により民政長官が、これを任命する。民政副長官は自由裁量により裁判所の決定、判決又は宣告に對する再審、承認、公判所日延期、執行猶豫、減刑、却下又はその他の方法による修正又は撤回をなすことができる。民政副長官は、赦免権を有する。

民政長官の命に依り

軍務局長

米国防軍准將

K.B.ブッシュ

整理